

報酬額表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

事件名	報酬額	摘要
相談	5,000/30分	初回無料。本件受任のときは2回目以降も無料。
離婚協議書案及び離婚協議書の作成支援	80,000から	
離婚給付付等契約公正証書案の作成支援	100,000から	強制執行認諾約款の附款を含む。

その他の事項

1. 上記の額は、協議書等の作成の金額です。申請に必要な書類の収集、図面の作成、現地調査等の日当・費用弁償その他の額については、必要に応じ別紙単価に基づき別途申し受けます。
2. 申請・届出に際し、提出先で添付書類が異なります。必要（提出先の要求）に応じ書類等を作成する場合があります。
4. 上記の額は、消費税を含みません。別途申し受けます。

平成29年1月1日



福岡県行政書士会会員

行政書士 今井晋治

離婚協議書案等の作成について

1. 協議離婚について

離婚の原因は様々でしょうが、夫婦は協議し、離婚することができます。

協議離婚に協議書は必要ではありませんが、協議した内容を離婚協議書として作成し公証役場で私文書の認証（私署証書）の手続きを行い、お互いが保管しておけば、離婚後に発生するかもしれない問題に適切に対応できます。

（参考）

民法第763条 夫婦は、その協議で、離婚をすることができる。

2. 離婚給付付等契約公正証書について

離婚協議書を作成しても所詮お二人の合意（契約）であつて、合意の内容が確実に守られるか不安（お子様の養育費、財産分与、慰謝料等が合意のとおり支払われないこともあります。）があれば、相手方に合意内容を確実に履行してもらうために公証役場で離婚給付付等契約公正証書を作成することをお勧めします。作成する公正証書には、執行認諾条項を付ければ申立により強制執行が可能になります。

3. 離婚協議書（案）、離婚給付付等契約公正証書（案）の作成について

（1）依頼者からの聞き取り結果に基づき離婚協議書（案）を作成し支援します。聞き取りは時間をかけ行います、半日（3時間程度）以上を要します。案に基づき相手方から同意を得てください。なお、当職は相手方との交渉等はできませんので、ご了承ください。

（2）合意ができれば離婚協議書作成等を支援します。

（3）作成された離婚協議書の内容を確認し、必要であればご依頼により離婚給付付等契約公正証書（案）を作成します。

（4）離婚給付付等契約公正証書（案）に基づき公証役場で離婚給付付等契約公正証書を作成してください。お二人で手続きをすることになります。委任されれば当職でも代理が可能です。当職は依頼者の代理しかできません。また、相手方のご都合で代理人を必要とするときは、ご相談ください。

なお、相手方代理人には別途報酬等が発生します、ご了承ください。

4. 離婚協議書、離婚給付付等契約公正証書作成支援代行料

離婚協議書の作成支援（基本額）（1）に、該当する文書作成及び代行料等を加算し申し受けます。

（1）離婚協議書案及び離婚協議書の作成支援（基本料）	80,000円
（2）私文書の認証（私署証書）手続代行	40,000円
（3）離婚給付付等契約公正証書案の作成支援	80,000円
（4）離婚給付付等契約公正証書案への強制執行認諾約款の附款	20,000円
（5）離婚給付付等契約公正証書嘱託手続代行	40,000円
（6）相手方代理人日当（半日）	20,000円
（7）書類の作成・提出・受領に関する手続の代行日当（半日）	20,000円
（8）通信費、貼用印紙、証紙、保証供託金、旅費、宿泊費、交通費その他必要経費	実費額
（9）消費税	